

保育所における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年4月	制定
令和2年7月15日	改定
令和3年1月13日	改定
令和4年1月25日	改定
令和4年3月2日	改定
令和4年3月18日	改定
令和4年7月22日	改定
令和4年9月30日	改定
令和5年5月8日	廃止

1 趣旨

一宮市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、公立保育所（以下「保育所」という。）に関する対応方針を定める。

2 本方針の対象

市内公立保育所

3 対応方針

【感染の場合】

(1) 園児又は職員の感染を確認した場合は、園内を消毒したうえで開園を継続する。ただし、以下の場合においては当該保育所を臨時休園する。

ア 新型コロナウイルス感染症に感染した園児又は職員を複数確認し、当該保育所の開園継続により感染拡大が懸念される場合

なお、臨時休園の期間は、当該子ども又は職員の登園状況等を踏まえ、保健所と相談のうえ決定する。（ただし、感染判明時に予定した休園期間については、保健所と相談のうえ変更する場合があります。）

(2) 関係者等への連絡

臨時休園を決定した場合、保育課は保育所を通じて速やかに保護者等に連絡する。

(3) 消毒・清掃

保育所施設において消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。

【濃厚接触の場合】

(1) 新型コロナウイルス感染症感染者と同居していることなどにより、濃厚接触者に特定された児童、保護者ならびに保育所職員については、保健所等の指示を

踏まえ、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して5日間程度出席停止とするが、保育所は休園しない。

4 その他

この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更する可能性がある。